

地域計画

策定年月日	令7年3月24日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	会津美里町 07447
地域名 (地域内農業集落名)	荻窪地区 (荻窪)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	51.3 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	51.3 ha
② 田の面積	27.9 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	23.4 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	5.0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)⑤引き受け意向がある農業者はいるが、農地を特定できていないため。	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・集落内の水田は昭和56年に基盤整備事業が終了し30アール区画に整備されたが、山際に位置することから畦畔が大きく農地の管理(草刈り)が過大な負担となっている。
 ・若者世代の人口流失により後継者が不足し、農地の大半は、主に60~80代の農業者で耕作しているため、今後は現状を維持することさえ困難な状況にある。そのため集落内で担い手の確保が難しいことから集落外の耕作者に頼らざるを得ない状況になっている。
 ・山際の農地は以前からクマによる被害があり、個人で対策をとってきたが、近年はイノシシによる被害が多発し農地の掘り返し被害など被害面積が拡大していることから、一体的な対策が必要となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・農業者の高齢化及び担い手の不足により、今後、農村環境を維持することも困難になってくることから、集落内の農業者及び集落外からの入作者を確保し、基盤整備を実施した農地については荒廃を防止する。
 ・農道及び水路については多面的支払交付金事業を活用し集落ぐるみで農村環境の維持に努める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・町農業委員会と連携を密にし、農地中間管理機構を通じて集落内外の認定農業者や経営拡大を希望する農業者へ農地の集積・集約を図る。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	51.3	%	将来の目標とする集積率
			60.0 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・担い手への農地の集積と併せ、集約化を進めることで、団地面積の拡大を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・町農業委員会と連携を密にし、農地中間管理機構を通じて集落内外の認定農業者や経営拡大を希望する農業者へ農地の集積・集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・基盤整備事業から40年以上が経過していることから、老朽化した農道水路については集落や耕作者の意向を踏まえて、多面的機能支払交付金を活用し簡易整備に取り組んでいく。
(3)基盤整備事業への取組
・基盤整備事業から40年以上が経過していることから、老朽化した農道水路については集落や耕作者の意向を踏まえて、多面的機能支払交付金を活用し簡易整備に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・今後、後継者不足や高齢農家の離農により農業従事者が減少し農地の保安全管理が困難になることから、自治区並びに既存の多面的機能支払事業の活動組織が中心となり、新規就農者や入作者をサポートしていき、地域ぐるみで持続可能な地域農業の実現を目指していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・地域内外の担い手による作業委託を進め、農作業の効率化等を図り農業経営を維持できる体制をつくる。 ・耕作放棄地を防止するため、JAへそばの作業受委託を進める。さらに、畜産農家と連携し飼料作物の作付けを推進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①有害鳥獣による被害を未然に防止するため、有害鳥獣捕獲実施隊等の指導を受けながら対策を講じる。
- ⑦多面的機能支払交付金の事業を活用し、適切な農地や農道・水路の維持管理を行う。
- ⑨遊休農地の解消に向け、畜産農家と連携し飼料用作物の作付けを推進する。

